午前８時５８分　開会
議長挨拶

日程第１　議案第１号、大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

市側より説明

（　質　疑・意　見　）

【大波委員】　いろいろな形でマイナンバーと連結ができるのか。個人情報が筒抜けになるという危惧があるが、その辺についてはどうか。

【デジタル戦略課長】　今回の法改正は、１点目は、マイナンバーを利用できる事務について、既に法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務、いわゆる事務の性質が同一のものであって、なおかつ個別の法律に基づかない事務、国の通知等で行う事務についてのみ、法改正に伴う国会審議を経ずにマイナンバーの利用をできるようにする。２点目は、情報連携については、既に法律でマイナンバーの利用が認められている事務の間で情報連携をするものは、国会審議を経ずに情報連携ができるものである。

【木村委員】　国の法律の改正であるが、これによって特別に改善される部分はあるか。

【デジタル戦略課長】　今回の条例改正は国の法改正に伴う文言の整理であるので、大和市だけが利益を得るとか、大和市民だけが便利になるものではない。昨今の給付金等の事業は、これまで必ず、法改正に伴う国会審議を経て実施していた中で、１年程度の時間をかけて給付開始ができるものであったが、今回の法改正により、給付金の事業は３か月程度で実施ができると国は説明している。その意味で、広く国民に対して、給付金の事務に関しては迅速に行われるといった利便性向上につながると理解している。

質疑終結
討論

（反対討論）

【大波委員】　国会の審議を経ず閣議でどんどん進められるおそれが大きいので、反対する。

討論終結
採決
賛成多数　原案可決

日程第２　議案第２号、大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

市側より説明

（　質　疑・意　見　）

【福本委員】　地方自治法の一部が改正されたことに伴うものであるが、法律が改正された背景を教えてもらいたい。

【人財課長】　令和３年度までの間に国の非常勤職員に勤勉手当が支給されることになった。当該法改正によって、国の非常勤職員との均衡の観点から、勤勉手当の支給が可能となったため、今回行うものである。

【大波委員】　会計年度任用職員の数、男女の割合はどうか。現在どの程度の金額か。県内を見ると、大和市の報酬はどのぐらいのレベルか。

【人財課長】　市立病院を除いて約１３００人いるが、実際に会計年度任用職員で勤勉手当を今回支給する人は６００人程度と見込んでいる。令和５年４月１日現在、女性が８６％、男性が１４％である。金額は、勤務日数、事務の方と専門性のある方によっても違うので、一概には言えない。大和市は周辺市と同一の職務について、ある程度競争力がある金額という観点から設定している。

【大波委員】　大和市は県の平均より高いのか。

【人財課長】　県の平均は承知していないが、海老名市、相模原市、藤沢市など近隣市との見合いの中で金額を設定している。

【大波委員】　周辺市よりも一番高いのか。

【人財課長】　同等か、若干高い場合も低い場合もある。

【大波委員】　時給は幾らか。

【人財課長】　今の予算ベースで考えたときに、事務の補助員は１１２６円程度である。

【大波委員】　職場によっては、専門的で仕事ができる人もいると思うので、県のトップレベルまで上げてほしい。

【福本委員】　今回の条例改正で、人件費はどれぐらい市として負担が増えるのか。財源はどこからになるのか。

【人財課長】　市立病院を除いて約１億９０００万円の増額である。内容については一部地方交付税で措置されるが、基本的には市で負担する金額になる。

質疑終結

討論　なし

採決

全員賛成　原案可決

日程第３　議案第３号、大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

市側より説明

質疑　なし

討論

（賛成討論）

【大波委員】　大和市の職員は非常によく働いて、中には病気になる人もいると聞いている。作業量との関係で、過密労働になっているのではないか。そういう意味では、どんどん上げて、働きに応じた報酬を与えるべきだと思う。賛成討論とする。

討論終結

採決

全員賛成　原案可決

日程第４　議案第４号、大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

市側より説明

（　質　疑・意　見　）

【古木委員】　救急車で搬送された救急の外来患者に対し、特定時間帯に行う診療業務で、手当が１万５０００円から１万２０００円となっているので、救急勤務医手当の減額の改正のように見えるが、政策目的と改正意図を含めて、内容を教えてもらいたい。

【病院総務課長】　今回の手当の改正は、ベースには医師の働き方改革がある。医師の働き方改革については、長時間労働の抑制と、医師の労務管理の徹底、他医療職への業務のシフトの３つがあるが、今回、当院で対応するのは、医師の長時間労働の抑制という点になる。内科、土曜、日曜日は市内の輪番病院で、大和市、近隣市の救急を大和市立病院が一手に引き受けている状況である。その場合、宿日直は、労基法上許可を得ていれば労働時間とみなされないとなっており、現状、そうでないかというと、疑わしいところがあるが、より適切な勤務形態に改めるべきだということで、今回、正規勤務とする。正規勤務とすると、医師はこれまで深夜帯に勤務していなかった。深夜帯の勤務に対する深夜手当は、他の看護職、医療職については既に支給している。県内の他の公立病院を参考として、深夜、２２時から翌朝５時までの中で４時間以上勤務した場合は１万２０００円、４時間未満は６０００円で手当を新設している。救急勤務医手当については、医師はこれまで夜間勤務をしていなかったため、平日の夜、そして土曜、日曜、休日については、あくまでも宿日直中に救急診療に従事する、それに対して手当を支給するという設計になっていたので、それを勤務形態や、同じように救急患者に対応しているにもかかわらず、片や宿日直の医師には出て、正規勤務の医師には出ないということを改める。

あわせて、今回の手当改正の目的の一つとして、特定の医師に患者が集中して勤務負担が集中しないよう、緊急入院主治医手当２５００円を創設し、さらに救急応需率を今まで以上に高めるために救急車応需手当２５００円を新設した。今回の手当条例の改正のみによって、人件費をいたずらに増やすことのないよう、令和４年度の救急実績、救急患者実績はあくまでも通常診療時間外の実績になるが、それを基に、令和４年度ベースの費用を基に財源を組み替えた。結果、救急勤務医手当は１万５０００円を３０００円下げることによって、新たな救急車応需手当２５００円を令和４年度ベースではその財源の範囲内で、入院決定５０００円を２５００円にしてその原資を使って緊急入院主治医手当２５００円を新設することにより、いたずらに費用を増やすことなく今回の手当改正を設計している。令和４年度よりも、救急車、入院患者を受ける件数が増えれば、当然医師の実績部分の手当は増えていくことになるので、単純な減額改定ではない。あわせて、救急応需、緊急入院が増えることにより、病院の収益にも資するので、手当は増えるが、病院の収益上も資するような設計の手当としている。

【大波委員】　働いていなくても、実際そこで勤務していれば、それに応じた形で報酬を支払うのか。

【病院総務課長】　平日夜間にしても、土曜日、日曜日にしても、患者が来ないことはないので、必ず救急診療には従事する形になる。従事する勤務形態が宿日直なのか、看護師や他の医療職と同じような正規勤務なのかの違いによって、手当が支給できるできないを今回是正するのが一つの形であ

る。正規勤務であろうが、宿日直中の勤務であろうが、救急患者に対応したら手当を出す。医師については、これまで深夜の正規勤務はなかったので、正規の深夜勤務に対する深夜手当が出ていなかったが、これを出せるようにする。

【大波委員】　病院の経営状況が厳しいので、働かないときはカットする感じを受けるが、働く人にとっては実質的によくなるのか。

【病院総務課長】　同じように、救急外来で働いている医師で、宿日直と正規勤務の者が令和６年度から混在する。今のままの条例では、宿日直の医師には救急勤務医手当が支給されるが、正規勤務の医師には救急勤務医手当が支給できないことになるので、そういった意味では医師にとってはプラスになる。また、深夜勤務している看護師については深夜手当が出ているが、医師はこれまで深夜の正規勤務をしていないので、このままでは医師が正規勤務した場合も深夜手当が出ない。これを出せるようにするので、医師にとってはメリットがある。

【大波委員】　病院で勤務する医師に比べると、市内の開業医の報酬の金額のほうが高い感じを受けるが、その辺について分かりやすく説明していただきたい。

【病院総務課長】　各診療所、クリニックの状況は把握していないが、個人事業主、法人化されて、診療所、クリニックを運営していれば、相応の収入と費用がかかってくると考える。そのうち幾らを報酬にしているかは分からない。当院に勤務する医師については、県内８市の公立病院中、同じぐらいの金額の一千二、三百万円ぐらいの金額であるので、公立病院間での差はそれほどないと認識している。

【福本委員】　今まで医師は深夜勤務をしていなかったが、今後、改正されることによって、医師は深夜も勤務することが増えるのか。

【病院総務課長】　勤務といった場合、正規勤務、時間外勤務の２通りがあるが、今回、正規勤務になる。宿日直中の医師が勤務をしていないわけではなく、勤務をした分は時間外勤務という形になるので、実質、内容の変更はない。

【福本委員】　今までと同じような働きで、手当が増えるということでよいか。

【病院総務課長】　労働の密度に応じて正規勤務にしただけであるので、働いた分、手当が出せる形になる。

【福本委員】　手当の額が減っている一方で、業務１回につき２５００円とあるので、減らした分を何かで補塡しているイメージであるが、これによって給与的に待遇が改善される人とそうではない人も出てくるのか。

【病院総務課長】　今回の目的の一つに、救急医療の現場で頑張っている医師に対する評価を適切にすることがあるので、救急対応を多くしている医師の報酬は増えていくと思う。令和４年度の件数を１件でも上回れば、同等の手当の額以上は医師に支給できると考えているので、一方的に減という形にならないと思う。

質疑終結

討論　なし

採決

全員賛成　原案可決

日程第５　議案第５号、大和市市税条例の一部を改正する条例について

市側より説明

（　質　疑・意　見　）

【大波委員】　マンションを改修すると、マンションの価値は上がるので、固定資産税が上がるのではないのか。減額すると言っていたが、詳しく説明いただきたい。

【資産税課長】　工事の内容にもよるが、家屋の機能、価値の水準、使用可能年数の維持、回復を図ったものについては、修繕に該当するため、固定資産税の評価には影響はないと考えている。

【大波委員】　改修することによって、前の価値と同じような価値になるので、別に固定資産税が上がることはないということなのか。

【資産税課長】　工事によって価値が上がったのではなく、原状復帰でマイナスの状態から元に戻った形であれば、固定資産税は上がらないと考えている。

【福本委員】　これはわがまち特例であるが、わがまち特例について教えてもらいたい。

今回、特例措置をわがまち特例として市が採用した背景を教えてもらいたい。

【資産税課長】　わがまち特例は、地方自治体が税制を通じて地域の実情に応じた施策を展開できるよう設けられた制度である。法律の定める範囲内で、地方自治体が固定資産税の課税標準の特例割合や税額の特例等を定めることができる仕組みとなっている。

今回の大規模改修マンションの特例措置が設けられた背景であるが、大規模修繕工事がなされずにマンションの老朽化が進むと、外壁の剥落などが発生することが想定される。このため、大規模修繕工事を適切な時期に実施するよう、区分所有者間の合意形成を進めるため、税制上のインセンティブが創設された。

【福本委員】　これによって、市の大規模改修の数がどれぐらい増えると期待しているのか。

【資産税課長】　市内には５００棟ほどのマンションがあり、要件を満たしていることを把握するのは困難であるが、全ての要件を満たすマンションはそう多くはないと考えている。特に条件の一つになっている修繕積立金の増額については、ハードルが高いと考えており、申請件数は数件程度にとどまるものと考えている。

【木村委員】　要件を満たす対象のマンションについて、要件を詳しく教えてもらいたい。

【資産税課長】　マンションの主な要件として、築後２０年以上が経過している１０戸以上の居住用のマンションであること、過去に長寿命化を図るための大規模修繕工事を１回以上行っていること、市の認定基準に適合させるため、令和３年９月１日以降に修繕積立金を引き上げることなどが挙げられる。この条件に該当するマンションが令和５年４月１日から令和７年３月３１日までの間に２回目以降の大規模修繕工事を完了した場合に、翌年度の建物にかかる固定資産税が減額される。

【吉澤委員】　管理組合で既に計画的に修繕計画を行っていて、なおかつ２０年以上であり、管理組合自体がしっかり行っていると、修繕計画を事前に計画しているので、わざわざ上げなくても、大規模修繕計画ができる場合もあると思うが、その場合は対象外になるのか。

【資産税課長】　対象外になっている。

【吉澤委員】　上げなければ、今の話だとできないとなると、きちんと管理して今まで行ってきている管理組合であっても、これは適用外になってしまうということであれば、その辺も今後市で独自にできることがあれば検討していただきたい。どこのマンションも老朽化が進んで、修繕を行わなけれ

ばいけないという現実がある。市は積立てがあるのに行ってくれないと意欲がなくなるという気もするので、よい方策があればお願いしたい。
【街づくり総務課長】　今回のわがまち特例の取組については、老朽化したマンションが増えている中、適正に管理しているところは現状問題はないが、管理組合の担い手がいないとか、修繕の積立金をきちんと積み立てていないとか、そのような状況を放置しないように、極力、国の制度を利用して、修繕工事が進むようなマンションを少しでも増やそうという取組が背景にあるので、街づくり総務課で、マンションの今後の適正な管理という中で取り組んでいきたい。
【福本委員】　築２０年以上、戸数１０戸以上という条件は、国から示されているパッケージのようなものなのか。市として独自にこれに加えることは可能なのか。
【資産税課長】　全て国から基準が示されている。市で独自に要件を定めることはできない。
【福本委員】　古い状態で放置されている賃貸マンションもあるので、今後、分譲マンションだけではなく、賃貸マンションもそういったものを促す仕組みを考えていただきたい。

午前９時４７分　休憩
午前９時４８分　再開

質疑終結
討論　なし
採決
全員賛成　原案可決

日程第６　議案第１４号、令和５年度大和市一般会計補正予算（第９号）

（　質　疑・意　見　）

（歳　　出）

【木村委員】　公債管理基金管理事務について、１億６４８１万３０００円の増額である。説明欄によると、普通交付税に関係するように見られるが、それを含めて、増額の理由を教えてもらいたい。

【財政課長】　今回の基金への積立ては、地方交付税との関連で行うものである。国は、令和４年度の国税収入等の決算が好調であったことから、補正予算を措置し、地方交付税を増額し、全国の地方自治体に追加の交付を今年度中に行った。本市への追加の交付額は約４億円あり、このうち１億６４００万円を臨時財政対策債償還費という名目で交付されている。この臨時財政対策債償還費は、本来、令和６年度と令和７年度に算定される額の一部が、国の決算の状況がよいということで、前倒しで交付されてきた。前倒しであるので、令和６年、令和７年まで適正に管理する必要がある。国の指示どおり、今回、公債管理基金に積立てし、積む分は令和６年度、令和７年度にそれぞれ２分の１ずつ取り崩しを行う。

【木村委員】　市債利子管理事務の説明に「地方債の利率が当初の見込みを下回ることから、減額します」とあり、２９００万円強減額している。利率がどのくらいの予定がどうなったのか。１１％強減額になっているが、金利の利率の状況を教えてもらいたい。

【財政課長】　当初予算を措置したときの利子は平均０．７３で見ていた。これが借入れの実績では０．５％程度まで下がっているので、減額としている。当初予算において、財政融資の１０年ものは、当初予算のときは０．５％で見ていたが、実際の借入れでは０．３％、市中銀行で１５年ものは、当初予算では１．１０で見ていたが、借入れでは０．４５まで下がっている。借入れ先も複数あり、借入れの年数も多々あるが、平均では０．７３が、今回、０．５０程度まで下がっている。

【木村委員】　新年度予算でもこのくらいで見積もっているのか。

【財政課長】　新年度予算においては金利の上昇トレンドにあるので、今申し上げたよりも余裕を見た措置をしている。

（歳　　入）　　な　　し

（繰越明許費補正）　　な　　し

（地方債補正）　　な　　し

（総括質疑）　　な　　し

質疑終結

討論　なし

採決

全員賛成　総務常任委員会所管関係原案可決

午前９時５８分　休憩

午前１０時１４分　再開

日程第７　議案第２０号、令和６年度大和市一般会計予算（総務常任委員会所管関係）

（　質　疑・意　見　）

（給与費）

【福本委員】　最新のラスパイレス指数を教えてもらいたい。

【人財課長】　令和４年４月１日時点が最新で、９４．３である。

【福本委員】　大和市は、平成３０年は９８．２、平成３１年・令和元年は９７．５、令和２年は９５．５、令和３年は９５．７で、令和４年は９４．３で最低記録を更新している。ラスパイレス指数が下がっている要因を教えてもらいたい。

【人財課長】　本市は任期付職員を採用している。幅広い年齢層から採用している関係で、年齢が高い方も期限が限られた雇用であることから、比較的給料が低いところから始まっていることが要因と考えている。今後、職員を新たに採用していく中で、任期付職員を徐々に正職員に入れ替えていく方向に向かっている。実態としてラスパイレス指数が上がっていく状況になっていくと捉えている。

【福本委員】　幅広い年齢層から採用していくことで、新卒採用が少ないと思うが、他市と比べてどうか。

【人財課長】　他市との比較ではないが、事務職は４２歳まで採用しており、主な年齢層は２０代が多い。

【福本委員】　直近の新卒の人数を教えてもらいたい。

【人財課長】　令和５年度採用試験における新卒者の人数は、大卒区分の２２歳以上の方の人数は６１名である。合格者のうち新卒または中途採用の人数は公表していないが、参考として、大卒区分合格者６１人のうち、採用時の年齢が２２歳から２５歳の大卒もしくは大学院卒程度の方の人数は３８人である。

【木村委員】　フルタイム勤務の職員が３２名増加しているが、正規職員の増加など、具体的な内訳を教えてもらいたい。どのような方針で要員を決めたのか。

【政策総務課長】　病院事業及び下水道事業を除いたフルタイム勤務職員３２名の増加については、任用形態ごとの増員減員の差引の結果である。内訳は正規職員が４７名増、臨時的任用職員が９名の増に対し、任期付フルタイム職員が１９名の減、再任用フルタイム職員が５名の減である。令和６年度に向けた要員配置の考え方であるが、従来と同様、新たな行政サービスの需要、権限移譲に対しては増員を図る一方、委託化や時限的業務の終了などに対しては減員するなど、事務事業の動向把握や庁内ヒアリング等を通じて適正配置に向けた検討を行った。正規職員の増員に関わる主な事由であるが、業務量の精査に伴う増員のほか、先般の定数条例改正に伴う消防職員の増、時限的業務等に配置していた任期付職員の正規職員への変更、定年延長制度に伴う採用の平準化などによるものである。

【木村委員】　今後の方針も似たようなことになるのか。

【政策総務課長】　今後も従来と同様の考え方である。業務量調査や庁内ヒアリングの結果を踏まえ、人員不足が見込まれる組織、職種は適正に配置できるよう検討していきたい。

【木村委員】　退職手当が前年度比で６２％強増えているが、全体で何人の退職を見込んでいるのか。

【人財課長】　令和６年度の退職手当の見込みとして、定年延長で６１歳での定年退職者と、６０

歳、定年前の退職を希望する方が今回１５人から３０人と増えることを見込んでいることと、勧奨、普通、任期満了の任期付職員も定年退職に入れているが５０人程度、臨時的任用職員も３０人程度で、予算上で見積もっているのは１５６人の退職数を見込んでいる。その関係で増額している。
【吉澤委員】　正規職員４７人増の内訳を教えてもらいたい。
【政策総務課長】　市長室が４、政策部が１、総務部が１１、市民経済部が４、環境施設農政部がマイナス１、健康福祉部がマイナス３、こども部が１１、街づくり施設部が５、会計課が１、選挙管理委員会事務局がマイナス１、農業委員会事務局が２、教育部が４、消防が９である。健康福祉部のマイナスは、今年度いっぱいで新型コロナワクチン接種担当の廃止等に伴うマイナスであるので、実質的にはその他の業務は増員を図っている。
【福本委員】　地域手当は大和市は他市に比べて低いが、近く見直しをする予定はあるのか。
【人財課長】　地域手当の見直しは、国において、ある程度広い範囲の中で統一的な金額を決めようということで検討している。それ以上の情報は持っていない。

午前１０時２６分　休憩
午前１０時２７分　再開

市側より説明

（　質　疑・意　見　）

（歳　　出）
【福本委員】　マーケティング事業について、今回、広報広聴課の中から広報課とマーケティング課を２つに分けて独立させた理由を教えてもらいたい。
【マーケティング課長】　広聴活動は、市民に直接アプローチし、市民からも直接市政に対する意見をいただく。マーケティングは、声を聞くところは変わらないが、より広く、マスの声を聞くところを意識している。例えば市全体への意識調査、全国的なニーズ、社会情勢なども含めて、両面で声を収集していくための組織である。
【福本委員】　より一層、マーケティングに特化して活動していくということか。
【マーケティング課長】　そのとおりである。
【福本委員】　説明欄に「市民を中心とした持続可能な市政運営の実現につなげます」とあるが、具体なものを見据えて事業を行っているものはあるか。
【マーケティング課長】　今年度、幸福度調査を行った。市民の今の幸せの状態を把握するところからスタートしている。来年度は、そこからさらに市民の意向を深掘りしていければと考えている。個別に市長が直接市民の声を聞くところを積極的に行っている。来年度はデジタルマーケティングツールを導入し、これまで取ることができなかったデータも収集していきたい。
【福本委員】　市民の声をしっかり聞いてマーケティングに生かしていくことはいいが、それを実際具現化していく体制も必要だと思う。聞く力と、それを実行していく力が車の両輪になっていないと、聞きっぱなしで、方向性だけ出してそのままということになりかねない。マーケティング課だけではなく、行政全般に対して、マーケティング課を据えたのであれば、ちゃんとそれを実行していく体制も今後備えていただきたい。
【古木委員】　マーケティング事業の財源内訳を見ると、半分が基金繰入金となっているが、これは

何か。
【マーケティング課長】　新規施策推進基金の繰入れを考えている。
【吉澤委員】　マーケティング事業について、幸福度調査は、内容が書かせる部分が多いと感じた。高齢者が細かい字を読んで書くのは厳しいと思うので、今後の課題として取り組むことを要望する。
【村田委員】　マーケティング事業について、委託料が半分以上になっているが、委託業者の選定基準に関して教えてもらいたい。
【マーケティング課長】　今年度の幸福度調査は委託ではなく職員で行った。課題として、より専門的な分析、統計学的なところも含めた分析が必要と考えている。予算を策定するに当たり、政策部の市民意識調査が参考になっているので、そういった形の業者選定を参考にしながら、次年度は委託で契約したいと考えている。
【大波委員】　マーケティング事業について、幸福度調査はどういう結果が出たのか。
【マーケティング課長】　調査票を１６歳以上で外国籍を含む５０００名の市民に送った。有効回答通数が１８４２件、回収率は３６．８％である。今年度内に速報値、来年度のできるだけ早い時期に確定値を出したい。問１で、現在の幸せの状況を聞いた質問で、平均値が６．５４２であった。参考として、デジタル田園都市国家構想の地域幸福度の指標調査が令和５年５月に行われたが、そのときの大和市の平均値が６．４５６、神奈川県が６．５４３、全国が６．５であったので、おおむね平均的な幸せの実感度があると考えている。その他は、より詳しい集計を行っているので、ホームページ等で公表していく。
【大波委員】　説明の中で、新たな機器、新たな方法とあったが、どういうものか。
【マーケティング課長】　デジタルツールになる。１つは、ヤフー検索等の検索のトレンドで「大和市」と検索した人がほかにどういうワードを検索しているのか、社会全体の外側のニーズを把握するツールになる、ＬＩＮＥヤフー社が提供しているＤＳ．ＩＮＳＩＧＨＴを想定している。昨年度、トライアルをマーケティング課で行って、使えるのではないかということで、導入したいと考えている。もう一つは、Ｆａｓｔａｓｋというシステムで、アンケートのアプリである。アンケートにモニターとして登録している方は全国規模でいるので、そこの中で属性を絞ってアンケートを取ることができる。今までやまとeモニターを実施していたが、これは大和市内、市民を中心としたモニターが対象であったが、Ｆａｓｔａｓｋは全国が対象になるので、大和市の外のトレンド、大和市の近隣の方という絞り方もできる形になる。今まで外側のニーズがなかなか取れなかったが、そういったところを取っていきたいと考えている。
【木村委員】　広報やまと発行事業について、前年度比２０７万９０００円増額になっているが、理由について教えてもらいたい。
【広報課長】　主な増額理由として、広報やまと作成等業務委託費が人件費、紙代の高騰により１５５万１０５０円増額している。そのほかの増額分は、広報やまと５月号より、フルカラー化することによるものである。
【木村委員】　どういう理由でフルカラー化するのか。
【広報課長】　他市の広報紙は、県内３３自治体のうち２１自治体がフルカラー化しており、グラフ、表が見やすく、読みやすかったことから、多くの市民に分かりやすい広報紙となるようにフルカラー化する。
【福本委員】　広報やまと発行事業について、声の広報、点字広報はどういったものか。
【広報課長】　視覚障害の方に、広報やまと、やまとニュースの情報を届けるために、読み上げてＣ

Ｄにしたり、点字にして渡している。
【福本委員】　窓口でもらうのか。
【広報課長】　各奉仕会に委託している。そこから郵送をしている。
【大波委員】　広報やまと発行事業について、年間１２回で９３万部発行し、１回約７万部である。大和市は約１２万世帯であるので、４分の１は配っていない。自治会を通して配付していると思うが、最初から４万世帯の人に配付していないのは問題である。
【広報課長】　現在、広報課では、今後の広報紙の運用について、自治会加入率、コスト面、これから行う市民アンケートの結果を基に総合的に検討する。広報やまと作成等業務委託契約が令和７年９月３０日で満了するので、それをめどに検討していきたい。
【大波委員】　全世帯に配る体制を取っていただきたい。
【村田委員】　広報やまと発行事業について、広告料を取って広告を掲載しているが、今後、広告料を拡大していく方針はあるのか。
【広報課長】　広報やまとの有料広告は、白黒は１枠５万円であるが、フルカラー化することで１枠６万２５００円に上げていく。
【大波委員】　騒音測定事業について、最近、ヘリが多く、低周波音が結構出ている。人体に影響しているにもかかわらず、低周波音の測定する装置を購入して実態を把握しないのはおかしいと思うが、見解を伺いたい。
【基地対策課長】　上空を飛行する航空機、これはプロペラ機やヘリコプターなど主に回転翼から低周波音が発生していることは把握している。航空機という移動音源から発生する低周波音の影響については、国で調査研究の段階であると承知している。低周波音については、個人差、建物の状況による差も大きいので、現在、環境省による環境基準は定められていないと承知している。本市では、騒音計について、低周波音の測定はしていないが、国内の騒音に関する学会、研修などに出向き、低周波音に関する知識の習得、動向等の把握に努めるとともに、要請活動等を通じて、航空機から発生する低周波音の環境基準を定めるよう、大和市基地対策協議会の要請活動等を通じて国に強く求めている。
【大波委員】　具体的に市民にどの程度実際影響があるか市は調査していない。家庭の中のコップが揺れたり、異常な状態が実際発生していると思う。気分が悪くなるので、調べてくれという要求等も出ている。実際に被害を受けているか調査をしていただいて、ぜひ購入を検討していただきたい。
【村田委員】　騒音測定事業について、減額の理由を教えてもらいたい。
【基地対策課長】　令和５年度は、騒音測定器を再リースし、それに伴い測定器について計量法に基づく検定を行う必要があったことから、検定料を約１２０万円計上していた。令和６年度は検定を行う必要がないことから、予算計上していないため、減額となった。
【福本委員】　防災備蓄品等維持管理事業について、物資の内容を教えてもらいたい。
【危機管理課長】　非常食、そのほか、避難生活施設が開所したときに使う非常用発電機、災害用の携帯トイレ等消耗品、資機材である。
【福本委員】　非常食は、誰のための何日分のものを確保しているのか。
【危機管理課長】　地震被害を想定しており、神奈川県が平成２５年から平成２６年に実施した地震被害想定調査に基づいて、本市における避難者数が１万５４００人と出ている。これに本市における滞留者がその２０％いると考え約３０００人、それらの方々の３日分の食料を備蓄している。
【福本委員】　広報やまとを見ると、３から７日分と書いてある。最近、広域的な大規模災害の場

合、支援がなかなか行き届かないので、少なくとも１週間は非常食を備えておくべきだと言われている。３日分では足りないと思うが、どう考えているのか。
【危機管理課長】　市民に自宅で備蓄するように市としては働きかけている。神奈川県の地震被害想定調査は、来年度新たに見直しの準備を進めている。前回の想定よりも、耐震化が進んだことにより、３割くらい被害想定が軽減されると聞いているので、結果を見ながら、本市にとって適切な備蓄数がどれだけか検討していきたい。
【福本委員】　行政で非常食を備えていると思い込んでいる市民もいる。自分自身で用意する理由を周知したほうが、ちゃんと備えると思うので、その辺も加味してもらいたい。
【木村委員】　関連して、本年度予算が１７６８万９０００円減額しているが、理由を教えてもらいたい。
【危機管理課長】　令和２年度から非常食の備蓄を計画的に進めてきた。消費期限があるので、期限が切れたものを順次新しく購入している。令和６年度は消費期限を迎える非常食の購入が必要ないことから、減額となった。
【古木委員】　非常用給水管理事業について、防災井戸は市内に何か所あるのか。実際の災害時にどのように使われるのか。
【危機管理課長】　市民から災害時用協力井戸として登録しているのは、現時点で２６４か所である。こちらの井戸水は、災害時は生活用水としての活用を想定している。
【大波委員】　災害対策本部運営等事業について、能登で大きい地震があったが、そこに職員を派遣して情報等を把握していると思う。状況について説明してもらいたい。
【危機管理課長】　本市においては、災害時相互応援協定を結んでいる高岡市に物資を運んだ。その折に高岡市の災害対策本部の危機管理課長にその当時の状況について伺った。発災当初、先方も混乱していたので、高岡市で取った対応等については、今後、状況が落ち着き次第、再度ヒアリングしたいと考えている。神奈川県が志賀町に対口支援として、神奈川県内の職員を派遣している。本市からもこれまでに８名の職員が実際に志賀町に派遣され、避難所の運営、物資の仕分け、搬出、建物の罹災証明の発行、実際に現地を回って建物の被害認定調査の業務を行っている。職員が派遣から戻ってきたときに、その時々の状況を聞きながら、本市に置き換えて、足りないもの、備えていけばいいものの対応をこれからしていきたいと考えている。
【吉澤委員】　自主防災組織支援事業の中で、防災協力員研修の開催が３回とあるが、防災協力員の登録人数は何人か。また、防災協力員の育成は、研修の３回だけなのか。本市として今後どのような形で育成を考えているのか。
【危機管理課長】　防災協力員の登録者数は現在６０２人である。今後、防災協力員を育成していかなければいけない。研修の内容もさらに参加者が増える試みは検討していきたいと考えている。
【福本委員】　非常用給水管理事業について、井戸、貯水槽、防災井戸とあるが、泉の森の水源地の水は活用するのか。
【危機管理監】　泉の森の水源は飲み水として利用できないので、生活用水として利用する。
【福本委員】　いざとなったら水をくみ出して生活用水として使うことは想定しているのか。
【危機管理監】　生活用水が不足する場合には使用することも考えなければいけない。
【大波委員】　防災行政無線等維持管理事業について、防災ラジオは、現在、どの程度配置しているのか。
【危機管理課長】　防災ラジオは、公共施設、避難生活施設、市内の福祉施設、学校等を含め、現時

点で７４３台配付されている。
【大波委員】　価格は１台どのぐらいか。
【危機管理課長】　税別で１万３５００円である。
【大波委員】　価格を下げることはできないのか。
【危機管理課長】　民間企業が製作、販売しているものであり、本市だけではなく、一律この価格で提供されている。本市だけが買うから安くしてほしいという働きかけは難しい。
【木村委員】　防災行政無線等維持管理事業について、２１８万４０００円減額になっているが、理由を教えてもらいたい。
【危機管理課長】　防災行政無線の蓄電池は３年に１回交換が必要になっているが、令和５年度は交換年度に当たることから、交換費用を計上していた。令和６年度はその交換がないことから、減となっている。今回はＭＣＡ無線のバッテリー交換の費用が計上されるので、それらの差引の結果、２１８万４０００円の減額となっている。
【青木委員】　非常用給水管理事業について、市と県との連携について定めがあるのであれば聞かせてもらいたい。
【危機管理課長】　水道局とは災害時における連携を図ることになっている。水道局の大和水道営業所に対しては、今年度も定期的に応急給水の実施について会議等を行っている。今年度はさらに連携を強化するために、今までＭＣＡ無線機を大和の水道局には設置していなかったが、それを今年度から設置するなど、連携体制の強化を図っている。
【青木委員】　飲料水、生活用水の確保は大切だと思う。市と県だけではなく、できれば民間の力も利用して、市民の安心安全のために尽くしていただきたい。
　総合防災訓練運営事業について、来場数は何名だったのか。
【危機管理課長】　受付等で把握した来場者だけで７９０人の参加があった。
【青木委員】　来年度の来場者の見込み数は出ているのか。
【危機管理課長】　今年度よりもさらに多くの方を招いたイベントにしたいと考えている。見込み数は今年度以上として事業の組立てを考えている。
【青木委員】　一人でも多くの方に来場していただいて、防災意識を高揚してもらいたい。警察、自衛隊も参加しているので、連携を取りながらデモンストレーションを行ったほうがいいと思うので、ぜひ検討していただきたい。
　災害対策本部運営等事業について、具体的にどのような訓練を行っているのか。
【危機管理課長】　職員対象の訓練として、災害対策本部の設置訓練を今年度３回行っている。災害対策本部と同時に立ち上がるオペレーションルームの設置訓練は、庁内の担当者を含めて５回行っている。そのほか、防災情報システムの操作訓練、職員の非常参集訓練、地震においての災害対策本部の運営訓練を実施した。
【青木委員】　防災備蓄品等維持管理事業について、保管している資機材にエンジンを掲載している発電機等は、燃料を充塡して保管しているのか。
【危機管理課長】　ポータブルの発電機は燃料を入れていない。ガソリン缶を同時に備蓄して、発災時にはそれを使う。
【青木委員】　備蓄品を使った訓練、点検等は年にどれぐらいの頻度で行っているのか。
【危機管理課長】　避難生活施設運営委員会の中で、実際に発電機を動かしている場合がある。そのほか、今年度から計画的に発電機の定期点検を順次行っている。

【青木委員】　持薬、常備薬は個人でストックするのが基本だと思うが、市でのストック状況はどうなっているのか。
【危機管理課長】　自宅で持病の薬、常備薬を備蓄するのが基本と考えているが、抗生物質、解熱鎮痛剤等比較的軽度な傷病者向けの医薬品は、市内６か所の医療機関に市で予算を取って備蓄をお願いしている。
【吉澤委員】　広域避難場所誘導周知事業について、広域避難場所の案内板が古くなっている。来年度以降替えると思うが、どのぐらいの数を想定しているのか。
【危機管理課長】　順次計画的に更新している。来年度当初予算の中では２５か所分更新する予定で計上している。
【吉澤委員】　選挙費について、違反ポスターがかなり多くあるが、現状を教えてもらいたい。
【選挙管理委員会事務局次長】　市民等から通報、連絡をいただいた場合は、現場に確認に行く場合がある。国政選挙、県の選挙は、神奈川県選挙管理委員会に通報、連絡、相談となる。同時に大和警察署にも情報提供して確認していただくこともある。違法かどうかは、その段階では選挙管理委員会では判断できないので、状況を確認し、県の選挙管理委員会、大和警察署に情報共有して意見をいただく。
【福本委員】　選挙管理委員会事務局内庶務事務について、投票所の立地はどういう考えで選定しているのか。
【選挙管理委員会事務局次長】　基本的には投票区内で一番目立つランドマークとなるような建物を選んでいる。もしくはその地域の方がよく使われている施設を選定している。
【福本委員】　文ヶ岡小学校が投票所になっているが、駅の南のほうから投票所に行かなければいけない状況で、遠い人は１キロ以上歩くことになる。桜森コミセンにすれば数百メートル近くなり、地域の中での中心的な場所になっていくと思う。お年寄も多いし、雨天時は投票所に行きにくいという声を聞くが、位置の変更は考えたことはあるのか。
【選挙管理委員会事務局次長】　高齢化が進んでおり、投票所の場所について、変更は課題と捉えている。選挙管理委員会でも、桜森コミセンについては、現場を調査し、場所として可能かどうか、課題として捉えている。
【福本委員】　引き続きお願いしたい。
【大波委員】　関連で、現在、投票所として使用している数はどのぐらいか。
【選挙管理委員会事務局次長】　昨年４月の統一地方選挙で３５か所である。
【大波委員】　期日前投票所は何か所か。
【選挙管理委員会事務局次長】　４か所である。
【村田委員】　選挙啓発事務について、大和市は全国平均、近隣市と比べても投票率が低いと思う。今後、目標値はどうか。どのように啓発していくか見通しがあれば教えてもらいたい。
【選挙管理委員会事務局次長】　目標値は、より高くなることを目指している。啓発については各自治体で工夫しているので、ユニークな事例があれば今後取り入れていきたい。

午前１１時３０分　休憩
午後　０時５８分　再開

市側より説明

（　質　疑・意　見　）

【福本委員】　訴訟・法律相談事務について、次の顧問弁護士は決まったのか。

現在の訴訟案件の数を教えてもらいたい。

【総務課長】　現在、顧問弁護士については人選の最終段階である。正式な決定は４月１日を予定している。

現在の訴訟件数は、係属中の訴訟は、１月末で９件である。

【木村委員】　入札・契約事務について、公共工事の年度内の極端な閑散期や繁忙期がないように、施工時期の平準化が求められているが、現在の成果、内容について聞かせてもらいたい。

【契約検査課長】　施工時期の平準化については、工事の閑散期となりがちな年度初め、４月から６月までに早期の発注を進めることが重要と考えている。それには設計等を年度当初には終わらせる必要があることから、契約検査課では、前年度に工事所管課と早期発注のためのヒアリングを実施し、やむを得ない理由があるものを除いて、原則、早期発注ができるように調整し、その後も工事ごとに発注に向けてのスケジュール管理を行っている。その結果、昨年４月から６月の発注件数が５０件となり、発注した工事の４割を超える見込みで、これまでで一番多い件数となった。取組を継続してきた成果が現れていると考えている。今後も、引き続き早期発注に努め、施工時期の平準化に取り組んでいく。

【木村委員】　ここ二、三年の数字が分かれば教えてもらいたい。

【契約検査課長】　令和３年度はゼロ市債を含めて４２件、令和４年度がゼロ市債を含めて４２件、令和５年度の５０件はゼロ市債を含めると５１件となる。

【吉澤委員】　入札・契約事務について、総合評価方式による一般競争入札は行っていないと思うが、理由について聞きたい。

【契約検査課長】　総合評価方式については、過去に平成２１年度に１件、平成２２年度、平成２３年度にそれぞれ３件、合計７件実施している。実際に７件のうち、５件が価格競争と変わらないこともあり、実施した２件についても極端に成績がいいものではなかった。本市では、実際に品質を高めるため、実績等を含めて発注しているので、現在は取り組んでいない。

【吉澤委員】　市内業者と市外業者の入札件数を教えてもらいたい。

【契約検査課長】　今回、契約検査課で扱った条件付一般競争入札、１者特命の随意契約、合わせると１月末現在で７２６件、そのうち市内業者が２８４件、残りが市外業者である。

【吉澤委員】　今後、市内業者優先のインセンティブが取れるような入札制度に取り組んでいただきたい。

【木村委員】　一般研修事業について、最近、女性職員が増えているが、キャリア研修はどのような内容で行っているのか。

【人財課長】　女性職員のキャリア形成支援として、女性の管理監督者が講師となる女性職員のためのキャリアデザイン研修を平成２５年度から毎年１回開催している。コロナの影響で、令和２年度と令和３年度は実施できなかったが、それ以外の年は、講師となる女性管理監督者数名と女性職員２０人ほどをグループ分けにして、テーマを決めて座談会方式で行っている。仕事、子育て、家族、介護など、講師と受講者で話合いながら、人の話を聞いたり、互いに共感し合うなど、ふだん関わることのない職員同士が知り合う、よい機会にもなっていると考えている。令和５年度は、２月１５日に講師として女性管理監督者の次長級、主幹級、係長級５名が講師として来ていただき、受講者として主

査級の女性職員１５人で実施した。
【福本委員】　職員健康管理事務について、精神的な不調で現在どれぐらいの数の方が休職しているのか。そのうち、職場の環境が要因で体調不調に陥っている方の数を教えてもらいたい。
【人財課長】　体調不良の原因は、職場だけが原因かどうか判断が難しい。今年度、２月１日現在で休職者は２０人である。
【福本委員】　職場の環境が要因で体調不調に陥ったのであれば、繰り返してはいけないと思うので、同じような要因で体調不調になる方が出ないように工夫していただきたい。
【木村委員】　関連して、不調を訴える職員が増えないように、職員の健康管理のための施策について、どのような人材や人員が関わって、どのように展開しているのか聞かせてもらいたい。
【人財課長】　心身の疾患については、まず発症の予防が大事である。その次に早期発見、早期治療、その後、復職の支援、再発の予防の段階がある。人財課で保健師が２名、内科の産業医と精神科の産業医、臨床心理士が連携して、必要な職員と、上司への面談、相談などを実施している。いずれの対応も、職員個々の事情は異なるので、固定的なマニュアルではなく、柔軟かつきめ細やかな個別対応を心がけている。個別の対応のほか、心身の健康を維持するための健康管理講習会を実施している。
【古木委員】　行政文書保存事業について、付属説明資料に令和７年度稼働予定で「文書管理システムを導入します」とあるが、文書管理システムはどういうものか説明してもらいたい。
【総務課長】　文書管理システムは、現在、庁内で様々な事務は紙で行っているが、これを電子化して、文書の起案から電子による決裁、さらには文書の保存並びに廃棄に至るまでの一連の事務手続をシステムで行うことができるようにするものである。
【木村委員】　関連して、文書管理システムを導入することによって、どのような効果があるのか。
【総務課長】　紙がなくなることによりペーパーレス化が図れる。文書を全て電子化することにより文書の検索が容易になる。それによって事務手続の大幅な効率化が図られる。さらに、保存が必要となる紙文書が削減されるので、現在執務室内に文書保存用のキャビネット等で手狭になっているところがあるが、こういった環境の改善、あるいは文書を保存するために書庫が設けられているが、書庫の運用の円滑化にも寄与すると考えている。
【大波委員】　関連で、職員が誰でも簡単に使えるシステムなのか。教育はどのように行うのか。
【総務課長】　教育は今後導入するので、その段階で行っていく。既に県内他市で文書管理システムは広く導入が進んでいる。それにより、文書管理システムが使えないから紙で決裁しているという話は聞かないので、操作性は比較的容易なものであると考えている。今後、導入に当たって、必要な周知等は行っていく予定である。
【大波委員】　職員がいろいろな研修を受けなくても、すぐ利用できるシステムなのか。
【総務課長】　現在、庁内では財務会計システムを導入しているが、操作性に関しては大幅に難しいことは特になく、どのベンダーのシステムを使うかにもよるが、操作は比較的直感的にやりやすいものであると聞いている。
【大波委員】　職員に配付されているコンピューターでどこからもアクセスできるのか。
【総務課長】　庁内のネットワークにつながっているものは接続が可能なようにするが、庁外に持ち出してよいかとなると、セキュリティーの問題があって、別の問題になる。日常的に庁内での業務に使う分に関しては、どこからでも接続できる環境は構築されると考えている。
【木村委員】　市庁舎施設大規模改修事業の説明欄に第一分庁舎空調改修工事とあるが、第一分庁舎

にはどのような部屋があって、どのように使われているのか。
【管財課長】　第一分庁舎は３階建ての鉄骨造の建物で、１階には文化振興課市史文化財係の市史資料室と保存文書の書庫がある。２階はコロナ関連の給付金担当の執務室やシステム開発に関する業者の控室など、時限的組織の事務室としてこれまで使用し、今後もそのような予定である。３階は会議室のフロアで６つほどの会議室がある。
【木村委員】　会議室の稼働率はどのぐらいか。
【管財課長】　８５％ほどである。
【吉澤委員】　庁用自動車維持管理事務について、備品購入費で車の購入があると思うが、具体的な台数を教えてもらいたい。
【管財課長】　来年度計画しているのは、軽の箱型の自動車を３台ほど、昨年度債務負担を設定したスライドダンプの納車が今年度予定されているので、１台、合わせて４台を予定している。
【福本委員】　市庁舎維持管理事業について、説明に「適切に維持管理します」とあるが、どの程度計画を立てて、それに基づいて維持管理業務を行っているのか。
【管財課長】　庁舎の維持管理について、本庁舎は昭和４９年に建ったもので、５０年を迎える。限られた予算の中で維持管理していくとなると、老朽化が進んで、トイレの詰まり、空調機が耐用年数を超えているところの対応で追われているのが現実である。今回予算要求しているのは、年度年度で必要なものを優先順位をつけた中で実施している。５年、１０年スパンの計画は現状の中ではなかなか難しい。そのために、多くても２、３年度先を見据えた中での計画を立てている。
【福本委員】　大規模改修、将来的な建て替えまで見据えた計画は立てていないのか。
【管財課長】　大規模改修では、本年度行っているエレベーター工事、来年度は第一分庁舎の空調工事がある。法的に既存不適格のものは優先して行っているが、おおむね来年度の第一分庁舎の空調工事で法的なところでネックになる部分は完了する見込みである。今後、本庁舎の建て替え等については、管財課で所管する部分ではないので、総合計画などの政策部の中で、市勢状況等総合的な判断の中で検討していくものと考えている。
【福本委員】　学校は耐用年数を５０年から将来的に８０年までもたせるということで、延命化の工事をしていると思うが、市庁舎の延命化は政策部で行うのか。
【管財課長】　延命化は管財課の所管である。本庁舎はおおむね７０年と過去の委員会で答えている。７０年を保たせるために、大規模な補修、改修工事をするのではなく、それをもたせるための空調、給排水、電気設備を随時適正に修理していく考え方になる。
【福本委員】　大きな意味での維持管理と、配管の詰まりなどの維持管理があると思う。５階の男子トイレは配管の汚れだと思うが、異臭が漂っている。他の階は市民も利用するが、そこは大丈夫なのか。
【管財課長】　昨年、水を流すたびに消臭液が流れるようなものを導入して、臭いの軽減、配管の尿石の不着を予防するようなものを導入した。現状で臭いということがあれば、管財課に相談いただき、原因等追求して対応していきたい。
【大波委員】　関連で、２０年しかもたない部分改修を行い、７０年で全面建て替えとなると、耐用年数と部分改修の関係はどうなるのか。
【管財課長】　おおむね７０年と過去に答弁したが、あくまで目安として考えていただきたい。給排水を交換しても、コンクリートそのものも経年劣化する。加えて鉄骨等も劣化しているので、建物が部分的な改修をしてもどうしようもない部分はあるものと考えている。そうは言いながらも直してい

かないと市民サービスの提供につながらないので、適宜しっかり考えて修繕している。
【吉澤委員】　市庁舎維持管理事業で、委託料、賃借料について、本庁舎、分庁舎、ＩＫＯＺＡ等とあるが、具体的に教えてもらいたい。
【管財課長】　庁舎管理規則によって、管財課が所管すると位置づけられた庁舎等の維持管理にかかる経費である。本庁舎、第一分庁舎と第二分庁舎、ＩＫＯＺＡ内公共部分、大和連絡所と桜ヶ丘連絡所の６か所である。ＩＫＯＺＡのみ、民間からの賃借施設であるので、かかる維持管理経費は賃借料の中で整理している。事業費の内訳について、需用費の５６６６万５０００円は、光熱水費が４７６４万９０００円ほどかかっており、ＩＫＯＺＡを除く電気料金、ガス料金、上下水道料金などが主なものである。役務費１９５３万２０００円は、主に電話代などの通信運搬費である。委託料１億３６０９万２０００円は、そのうちの１億９８９万円ほどが清掃、設備警備、電話交換業務を行う庁舎総合管理業務の経費で、委託料の大半を占めている。総合管理業務の対象施設は、本庁舎と第一分庁舎、第二分庁舎、桜ヶ丘連絡所の４か所にかかる総合管理業務の費用である。使用料及び賃借料は、ＩＫＯＺＡ内の公共施設の賃借料及び維持管理経費で、賃借料のみでもＩＫＯＺＡの部分に関しては１億８９２２万円ほど経費がかかっている。
【福本委員】　収納サービス向上推進事業について、どのような納付方法があるのか。説明に「電子マネー納付の運用を推進します」とあるが、具体的にどのようにして推進を図っていくのか。
【収納課長】　金融機関の窓口、コンビニの店舗、口座振替、電子マネー等のアプリによるキャッシュレス納付である。アプリのキャッシュレス納付への周知であるが、督促状などの発送物の中に、当初納付書にも併せて口座振替の案内とともに、こうした納付もできるということでチラシを導入している。納税相談者に対して、電話、窓口でもそうした周知は行っている。
【福本委員】　昨年度から増えている２２７７万円は、周知にかかる費用なのか。
【収納課長】　来年度から一部の金融機関で窓口収納手数料を有料化するという話が出ているので、それに応じるために予算化した。
【木村委員】　収納サービス向上推進事業について、一部の金融機関とは、具体的にはどういう金融機関なのか。
【収納課長】　横浜銀行、三菱ＵＦＪ銀行、神奈川銀行、スルガ銀行、平塚信用金庫である。
【木村委員】　具体的な中身について聞かせてもらいたい。
【収納課長】　金融機関によって違いはあるが、従来の紙の納付書１枚当たり３３０円であるとか、あるいは税目ごとに特別徴収の住民税の納付書１枚当たり３３０円というところもある。口座振替の手数料についても、従来、１件１１円だったものを２２円にするところもある。
【木村委員】　手数料を行政として拒否した場合はどのようなことが予想されるのか。
【収納課長】　各金融機関からは、今回の値上げは、収納業務に携わる人件費などの必要な経費を積算したものであるという説明を受けている。応じられないのであれば、収納業務から撤退せざるを得ないという話も示されている。市としては口座振替は今後も推奨していかなければならないと考えており、キャッシュレス納付も進めているが、金融機関の窓口は市民にとって欠かせないと認識しているので、今回、予算に計上した。
【福本委員】　固定資産（土地）評価事務、固定資産（家屋）評価事務は、昨年度に比べて予算がそれぞれ大幅に上がっているが、来年は評価替えの年ということでよいか。
【資産税課長】　評価替え自体は令和６年度であるが、評価替えの準備は今年度終わっている。主に増額になっているのは、令和７年度に基幹システムの標準化が行われるので、これに合わせたシステ

ムの改修準備をするための費用を計上している。
【福本委員】　基幹システムの標準化はどのような形で効率化するのか。
【資産税課長】　自治体によって、固定資産税を計算するシステムは、いろいろなベンダーを使っているが、これを国が要件を定め、全国で標準化しようとしている。大和市では令和７年度中にこちらのシステムへの入替えを予定している。
【大波委員】　関連して、固定資産の場合、評価が変わらない限り固定資産税はずっと同じ額が継続されるのか。例えば市民税の場合は、所得があれば、それに対して税金がかかる、所得がなければゼロになるということで分かりやすいが、固定資産税の場合は、固定資産は残るので、どういう形で継続的に徴収できるのか。
【資産税課長】　固定資産税は、毎年見直すことが原則にはなっているが、実質、全部の評価を毎年行うことは難しいので、国から３年に１回、評価を見直すようにという通知が来ている。これを評価替えと言っている。来年度の固定資産税については、評価替えをした評価額に基づいて税金を計算することになっている。評価替え以外の年度については、評価をした年度を２年度、３年度引き継ぐ形で課税している。
【青木委員】　個人市民税の賦課事務について、能登半島地震において被災された方の中に、大和市税の納税義務者は何人ぐらいいたのか。何か対応等はされたのか。
【市民税課長】　本市市税の納税義務者のうち、今回の能登半島地震において国税庁における申告等期限延長の指定を受けた石川県、富山県に居住もしくは事業所数は、個人の市県民税においては個人が２１名、事業所は５６者、固定資産税では個人が３０名、事業所は６者確認できている。令和６年１月１日以降に到来する市税の申告や納付等の期限を延長した旨をホームページに掲載するとともに、対象者の方には電話連絡や案内文を郵送している。
【青木委員】　申告の期限の延長のほかに、市県民税の軽減等はあるのか。
【市民税課長】　今回の延長措置によって、納期が未到来になっている税額について、被災したことにより納付の資力が著しく低下していることが認められる場合、納税者からの申請に基づく減免の制度がある。
【青木委員】　固定資産税の評価のところで、今回、固定資産税の１月１日が起算日になると思うが、この日に地震が発生した。家屋等が倒壊したところもあると思うが、本市において同様のことが起きた場合、固定資産税の評価、課税はどうなるのか。
【資産税課長】　国の指針によると、賦課期日に被災した家屋については、被害の程度に応じて減額補正を行うなど、納税者の置かれた状況に十分配慮して対応する。滅失した家屋に対してはそもそも課税は発生しない。震災等により滅失、損壊した住宅の敷地について、被災後、２年度分は家屋が建っていなくても、当該土地を住宅用地とみなして軽減を行うことになっている。
【青木委員】　例えば現地で被災した方が大和で代替の住宅等を購入した場合は、減免等何かあるのか。
【資産税課長】　震災等によって滅失、損壊した家屋は、所有者が当該家屋に代わる家屋を取得した場合には、課税標準額を４年度分、価格の２分の１とする特例措置が設けられている。

午後１時４８分　休憩
午後１時４９分　再開

市側より説明

（　質　疑・意　見　）

【福本委員】　寄附金等管理事業で、２６００万円減額となっているが、先般、ふるさと納税の仕組みが変わったということで、その分、寄附金の収入が減ると考えてよいか。

【政策総務課長】　令和６年度は１億３０００万円を見込んでいる。令和５年度のふるさと納税の受入れ見込額から算定した。令和５年度の受入れ見込額は、昨年９月に、市内レストランの食事券の返礼品提供が中止になったことなどの影響により、現時点においては今年度の見込額を約７２００万円程度見込んでいる。これをベースにして、ここから令和６年度は新たなポータルサイトの追加、新たな返礼品の開拓、オンラインワンストップ申請のさらなる周知、全国平均のふるさと納税の伸び率などを踏まえ、１億３０００万円と見込んだ。

【木村委員】　寄附金等管理事業のふるさと納税で、現状、令和６年度の予定として、ふるさと納税の出と入りはどのように予想しているのか。

【政策総務課長】　令和６年度の寄附金の受入れの入りの部分は１億３０００万円を見込んでいる。寄附金の流出額は、参考までにふるさと納税にかかる寄附金の控除額という形で本市に入るべきものが入らなかった額であるが、令和５年度が約８億５０００万円であるので、その水準が引き続き来年度も見込まれるものと考えている。

【木村委員】　差額が７億２０００万円強になるが、そのうちの７５％が市に戻ると聞いているが、残りの２５％、手数料、もろもろにかかる費用があると、７５％の２５％プラスかなりのものが億単位で市の本来の税収が減ってきてしまう。これはここ数年来、市の税収減が増えてきている。それに対して大和市に限らず、特に横浜市、川崎市は１００億円単位で差が出ているので、横浜市、川崎市は、国に制度の見直しを要請しているが、なかなか簡単に返事が来ないということである。大和市としては、現状、返礼品で決め手がないが、国への要請を含めて、何かあるのかどうか。

【政策総務課長】　ふるさと納税制度は、寄附の受入額については海産物、畜産業など地域を代表するような返礼品を多く有する地域に偏る傾向がある。住民税は行政サービスを提供するために必要な経費を賄うという本来の原則を踏まえると、検討していく余地はあると考えているが、現行制度の中では、まずこの中で努力していくことを前提とし、本市のＰＲはもとより、本市の魅力を発信できるような返礼品の拡充に努めていくことを今後も継続していきたいと考えている。

なお、令和５年度は、税の流出額は約８億５０００万円である。翌年度については、８億５０００万円の７５％が交付税措置となるので、実際にはその差額が流出額になる。

【木村委員】　川崎市の場合、市議、事業者から、旅先など現地で使える電子商品券の導入について提案があり、調査した上で一定の効果が見込まれることから導入を決めたと報道されていたが、こういうものも研究の価値があれば大和市でも検討したらどうか提案する。

【大波委員】　関連して、ふるさと納税の関係で、大和市が具体的にプラス・マイナス・ゼロとならない状態で、マイナス８億５０００万円ということなのか。

【政策総務課長】　８億５０００万円については、令和５年度に、本来、本市の住民税として入ってくるべきものが入ってこなかった額である。翌年度にその７５％の額が交付税措置されること、もう一つは、本市としても他市の方からふるさと納税という形でいただいているものもあるので、それらの差引になるものと考えている。

【大波委員】　８億５０００万円は国から入ってくるが、実際に出たものがあるので、それはマイナ

スどのぐらいになるのか。
【政策総務課長】　８億５０００万円の７５％が翌年度の交付税措置をされる。そこでの単純計算で、８億５０００万円の７５％が約６億４０００万円であるので、その差額の約２億１０００万円が、本来入ってくるべきものが入ってこなかったことになる。
【大波委員】　具体的に、国に対してこの制度はおかしい、やめるべきだと言ってもいいのではないか。
【政策総務課長】　自治体それぞれの考え方になると思うが、実際に国に対して声を上げている自治体もある。特に東京都の区の中には、住民に対して、ふるさと納税をやめましょうという案内をしている自治体もある。
【福本委員】　総合計画改定事業について、今、どのような形で進めていて、来年度はどのような形で改定まで行っていくのか、流れを教えてもらいたい。
【総合計画担当課長】　１０月に総合計画担当という組織ができ、庁内検討会議で３回ほど実施している。併せて総合計画審議会を開き、２回ほど実施している。骨子案を策定している最中であり、３月に骨子案をつくり、４月に総合計画審議会に諮問する運びになる。そこから５回ほどの審議を受け、７月に答申をいただき、９月に議会の全員協議会で基本構想の案を説明する機会を設ける予定である。その後、１０月にパブコメ、市民意見公募手続、地域でのパネル展示を実施して、１２月に特別委員会を開き、１２月定例会で議決をいただくというスケジュールを組んでいる。
【政策部長】　補足する。今の基本構想の骨子案を審議会に諮ることと併せて、市議会に説明する場を考えている。基本構想を審議会で検討している中でも、総計審への諮問等についても議会に意見をいただく時間を取りたいと考えている。
【福本委員】　特に重点を置いて入れようとしていることは何かあるのか。
【総合計画担当課長】　市長から、幸せを実感という言葉をいただいている。そういったものをキーにして検討している。
【福本委員】　公共土木施設等復旧事業について、説明に、災害時の「公共土木施設等を原形に復旧」とあり、１５００万円程度しか計上されていないが、災害時は足りないと思う。これが令和６年度に使われなかった際、このまま令和７年度は１５００万円から使うのか、基金のようなものに積み立てていくのか。
【財政課長】　台風であるとか軽度の地震によって公共土木施設が壊れた場合、そこを復旧させるための経費であり、大規模災害等を想定したものではない。毎年同額を積んでおり、何かあった際には執行できるようにしている。
【福本委員】　台風で街路樹が倒れてしまったとか、そういうものか。
【財政課長】　そのとおりである。

午後２時０８分　休憩
午後２時０９分　再開

市側より説明

（　質　疑・意　見　）
【木村委員】　消防吏員採用事務について、説明欄に「優秀な人財と適正な人員数の確保を図りま

す」とあるが、令和５年度実施した採用試験申込者数は何人か、そのうち女性は何人いたのか。
【消防総務課長】　申込者は６９人、このうち女性は４人である。
【木村委員】　令和４年度から比べてどうか。
【消防総務課長】　令和４年度と比較して１２名増えている。
【木村委員】　令和５年度の採用試験の合格者は何人いたのか。その中で初級、上級の人数について聞かせてもらいたい。
【消防総務課長】　合格者は１３人である。内訳は、上級が８人、初級が５人である。
【木村委員】　令和６年度も同じ採用人数を考えているのか。
【消防総務課長】　そのとおりである。
【福本委員】　消防吏員採用事務について、一般の事務職員の採用とは着眼点が違って採用していると思う。重視していることは何か。
【消防総務課長】　消防職員はチームプレーで活動するので、協調性のある職員を採用する必要があると考えている。
【福本委員】　採用に当たっての課題はあるのか。
【消防総務課長】　年齢のバランスも考慮する必要があると考えている。
【大波委員】　消防費について、１年間の火事で出動した件数を教えてもらいたい。
【管理課長】　令和５年の火災出動件数は４９件である。
【木村委員】　都市間等災害協力推進事業について、説明欄に「大規模な災害又は特殊な災害の発生時に、他都市や関係機関と連携し適切な対応がとれるよう消防力の充実強化を図ります」とある。今年の１月１日に発生した石川県能登半島地震では、大和市の消防本部も緊急消防援助隊として出場したと聞いているが、実際出動されてどのような対応を取られたのか。
【警防課長】　大和市では、神奈川県知事が消防庁長官から緊急消防援助隊の出動の指示を受け、１月９日から１月３１日までの第７次派遣までの期間を延べ１３隊４１名が活動した。主な活動として、石川県輪島市で発生した土砂災害現場での安否不明者の捜索活動、輪島市の朝市で発生した火災現場での捜索活動、町野町消防署での救急支援活動などを行った。
【木村委員】　３月以降も大和市としては出動はあるのか。
【警防課長】　緊急消防援助隊の出動は今のところ予定はないと考えている。
【村田委員】　関連して、説明欄に「適切な対応ができるように他機関との連携を図ります」とある。石川能登の地震では、水道が止まって困っているという報道を見た。初期消火でスタンドパイプにつないだりする点で、県の水道事業との連携が重要になってくると思うが、具体的に現段階でどういった県とのやり取りがあるのか。
【警防課長】　消火栓、水道に関しては、県の企業庁と連携を取り、消防本部としては、毎月１回、消火栓の点検を行っている。その中で不具合が出たものに関しては、協力していただきながら、修理、点検等を行っている。大規模な災害が発生した場合における対策では、消火栓が使用できなくなってしまった場合は、消火栓は水道管に直結しているので、企業庁の協力の下、実施していただくことになるが、時間を要する場合には、防火水槽というおおむね４０トンの水をためている消防設備があるので、それを活用して、実際の初期消火活動を行う。現在、石川県で、部隊としては、使った防火水槽に補水をするような活動も行っているので、自然水利である海、川から防火水槽の中に水を補填する等、消火栓、水道管が使えない場合でも、その中で対応できるような活動を行う。
【木村委員】　火災予防査察事務について、昨年、厚木市のパチンコ店の駐車場で大規模な火災があ

り、１５０台以上の車が燃えてしまったという報道があった。火災予防査察という意味で、大和市内にはそのような駐車場が何件あって、厚木市の火災の後、大和市としてはどういった対応を取られたのか。

【予防課長】　市内には、自走式駐車場がある遊技場は１１件ある。昨年８月の厚木市の火災の後、１１件に緊急で立入検査を実施した。その後、１２月に総務省消防庁より、自走式駐車場における防火対策の徹底についてという通知が届いたので、改めてそのパチンコ店駐車場１１件と、自走式駐車場がある物品販売店舗２９件に駐車場を中心とした限定査察を実施し、消防用設備等の設置状況、火災時の初動対応の留意点等を指導し、消防計画の確認と見直し、継続した自衛消防訓練の実施などについて指導した。

【青木委員】　少年消防団支援事業について、少年消防団の年間の訓練の回数と、訓練内容等について聞かせてもらいたい。

【予防課長】　訓練回数は、年間２５回程度を毎年計画している。今年度は、例年１月に参加している赤十字救急法競技会が能登半島地震の影響で主催者側の都合により中止となったので、今年度、まだ３月に残っているが、年間２２回の実施予定となっている。具体的な訓練内容は、規律訓練、消火訓練、救急訓練など基本的な訓練をはじめ、煙体験訓練、地震体験訓練などの体験型の訓練、大規模地震災害に備えた図上訓練、ＤＩＧ・ＨＵＧという災害想像力ゲーム、避難所運営ゲームなどと、その後に、市内の小学校の体育館を借用し、宿泊を伴う避難所開設運営訓練などを実施している。

【青木委員】　火災だけでなく、自然災害も最近頻発している。大和市は木密地域があるので、火災の延焼が懸念されている。ファーストエイド等も大切であるが、初期消火も大切だと考える。スタンドパイプ消火資機材の取扱いができる市民を増やすことも大切だと考えている。今日明日すぐに少年消防団員が率先して消火活動を行うのではなく、ある程度の年齢になったときに、地域の防災リーダーを担っていただく人材の創出に今後も努めていただきたい。

【福本委員】　県央東部消防通信指令共同運用事務について、来年度から４市連携での消防指令センターの運用が始まると思うが、今後の流れを教えてもらいたい。負担金が計上されているが、どういったことに使われるのか。

【指令課長】　スケジュールについて、今年度から実施している。現在は、基本設計を実施しており、来年度は実施設計、プロポーザルを実施して、そこで施工業者を決定する。令和７年度は１年間施工の年になり、今のところ、令和８年１０月からの共同運用を予定している。負担金に関して、実際、施工するのは令和７年度がメインになってくるが、現在の負担金は、その業務のための設計の委託費用、調達支援の費用を４市で案分して支払うための負担金となっている。

【福本委員】　４市の指令センターは、平時においては効率的ですばらしいと思うが、一方、大規模災害時になると、一気に着電が入って混乱すると思う。そうしたときには４市ばらばらになって、それぞれの市に着電する仕組みがあるのか。

【指令課長】　運用についてはこれから協議して決めていく。風水害でも１１９番の通報が多くなったときには各市に１１９番を振り分けて、各市で対応することを考えている。

【福本委員】　大規模災害時に一気に通報が入ったとしても、何らか対応できる仕組みになっていくのか。

【指令課長】　そのとおりである。

【木村委員】　関連して、令和６年度から負担金として予算計上されているが、現時点で、４市でこれに関する事業費の総額は概算としてどのぐらいを想定しているのか。

【指令課長】　現段階では基本設計で、事業費を積み上げている。来年度になると、さらに実施設計ということで、細かい仕様ができてくるので、そこでプロポーザルを実施することで、事業費も全体の２割から３割ぐらい減ずることができるのではないかと考えている。今の時点では、約２０億円前後を見込んでいる。

【青木委員】　関連して、４市連携で運用する指令センターの勤務体制と、現在の大和市の指令業務吏員の勤務体制が同じであればいいが、違うようであれば、どのような違いがあるのか、また、どのような調整をしていかなければいけないのか。

【指令課長】　現在、３市指令センターでは、３つの係が隔日勤務を行う、いわゆる３交代制をしいている。共同運用する際は、本市がそこに入るので、今のところ３交代を予定している。現在の本市の指令課の対応は、２交代制となっている。２交代制から３交代制に変わることもあるので、今後、円滑な共同運用に移行するためには、本市の体制も今後３交代を検討していく必要があると思う。

【青木委員】　スムーズな移行が行えるよう、慎重に調整を行っていただきたい。

【木村委員】　応急手当普及啓発事業について、説明に「各種救命講習会を開催します」とあるが、救命講習の受講の状況について聞かせてもらいたい。

【救急救命課長】　令和５年度の状況について、国で定める３時間以上の講習受講者数は８１０名、３時間未満の応急手当講習受講者数は５１０２名、合計５９１２名が受講した。

【青木委員】　救護活動用機材整備事業について、ＡＥＤは市内に４００台以上設置してあると思うが、今後どのような配置計画で行っていくのか。何メートルメッシュで配置していくとか、人が集まるところに多く配置していくとか、その辺について伺いたい。

【救急救命課長】　市内で最寄りのＡＥＤにおおむね３分でアクセスできる環境が現在整っている。半径２４０メートルを基本としている。現在設置されているＡＥＤを適正に維持管理していくほか、やまとＡＥＤ救急ステーションの認定増加をしていく予定である。

【青木委員】　これから心肺停止状態での救急要請は増加していくと思われる。誰もがＡＥＤの扱いができるように、ＡＥＤの啓発に努めて、手の届くところに設置することを進めていただきたい。

【大波委員】　消火活動事業で、火災の原因は何か。どのぐらいの大きさが焼けたのか。完全に消火することができたのか。けが人はどうだったのか、死亡者が発生したのか。具体的に発生の内容について聞きたい。

【管理課長】　火災件数は、令和５年中は４９件である。出火原因は一番多いものが放火や放火の疑いが９件、その他、たばこやコンロがそれぞれ５件である。焼損の程度であるが、全焼が１件、部分焼が６件、ぼやが２２件である。負傷程度であるが、死傷者数は死者が１名、負傷者が３名である。

【大波委員】　前年と比べて、傾向はどうか。

【管理課長】　令和４年の火災件数は２３件であるので、２６件増加している。

【大波委員】　増加の原因は何か。

【管理課長】　令和２年、３年、４年は非常に少ない件数であった。令和５年は、放火、放火の疑いの原因が一番伸びている。

【大波委員】　放火か放火の疑いが９件であるが、警察が調べた結果の報告は消防に入るのか。

【管理課長】　火災原因調査では、警察も同時に行うので、そこで共有する。放火が必ずしも大きな火災になったわけではなく、公園等で木を燃やしていたりということも放火に入るので、去年に関しては、直接的な放火が死者、負傷者の大きな原因になっているわけではない。

【大波委員】　全焼が１件あったが、行ったら手のつけようがなくて、消火活動をしたが駄目だった

のか。
【管理課長】　木造の建物は、到着の時点で既に大きな延焼状態になっており、隣家の延焼を防ぐという状況が昨今の火災では多くある状況である。
【吉澤委員】　地域防災訓練事業で、令和４年に、スタンドパイプ消火資機材、収納箱等が経年劣化していて、消防としてはそれを交換していかなければいけないと言っているが、それと併せて、自主防災会の点検、周知について今後どのようにしていくのか。
【管理課長】　自主防災会に配付したスタンドパイプ消火資機材の消耗の一番高いホースに関しては、年間で行われる自主防災会の地域防災訓練、自治会の各会議等で訓練の依頼等を行う場合に、１０年を過ぎたので交換するように案内をしている。
【吉澤委員】　案内、周知をお願いする。
【青木委員】　地域防災訓練事業について、全自治会で防災訓練を行うのがベストだと思うが、実際難しい。消防本部で見込んでいる目標値を教えてもらいたい。
【管理課長】　市の総合計画で成果を測る指標として地域防災訓練を実施している自治会の割合を数値目標としている。令和５年度は全１４９自治会の８４％が目標となっている。自治会数に直すと１２７自治会である。
【青木委員】　資機材の使い方が分からないとか、どこにあるのか分からないことがないように、今後も、より多くの自治会が参加するよう努めていただきたい。
【木村委員】　地域防災訓練事業について、この３年間は、新型コロナの影響で、自治会に限らず、実施回数が人数も含めて大幅に減ったと思うが、昨年の５月以降、実施回数、参加人数を含めてどの程度回復しているのか。
【管理課長】　令和５年度中、２月末までで３５回実施し、参加した人数は２７８５人、コロナ前の平成２９年、平成３０年は、年間約５０回の訓練が行われ、５５００人が参加していたので、実施回数は約７０％の回復、参加人数は５０％の回復である。
【福本委員】　消防団活動用資機材整備事業について、消防ではドローンを導入していると思うが、消防団に対してドローンを導入することは考えているのか。
【警防課長】　現在は具体的な導入計画には至っていない。今年度、神奈川県が主催で行った訓練の中に、大和市の消防団員も参加してドローンの研修を２日間に分けて実施したが、２名が参加した。大和市も先進的にドローンに取り組んでおり、今後消防団にも使っていただける環境の整備を整えていきたいと考えているので、前向きに進めたい。
【福本委員】　消防団の力向上モデル事業で全額国費で導入できる。消防団の機動力を生かして情報収集にも役立ち、現場の状況を伝えてもらえる。今、消防団のなり手がいないので、新しいそういったものに取り組んでいることを市民にアピールして、団員の入団促進につなげているという他市の話を聞いているので、ぜひよろしくお願いしたい。
【青木委員】　関連で、大和市の消防団員の定数と実数、充足率を聞かせてもらいたい。
【警防課長】　定数は２５０人、実数は3月１日現在で２２０人、充足率は８８％である。
【青木委員】　人口２０万人以上の都市の平均値は何％か。
【警防課長】　約８５％である。
【青木委員】　消防団員健康管理事務について、消防団員は健康診断を消防署で年に１回行っていると思うが、受診率を聞かせてもらいたい。
【警防課長】　令和５年度の消防団員の健康診断の受診者数は１２７名である。その日に受診できな

い方は会社等で実施した健康診断の結果を提出していただいている。その方が３３名いるので、１６０名の健康診断の結果を把握している。個人的に受けた健康診断の結果も含めると、受診率は約７５％である。

【青木委員】　健康診断は、健康管理という意味では団員のメリットにつながると思う。健康診断は年に１回の１日であるが、受診率を上げるために、今後、土日の２日間で行うなど、柔軟に対応していただきたい。

消防団員に入団するメリットを広げなければいけないと思う。神奈川県でも、団員、団員の家族のカードを提出すると割引になる制度もあるので、同じように大和市でオリジナルのものをつくっていただきたい。

【大波委員】　関連して、消防団員が３０人も不足しているが、なぜ集まらないのか。どのような形で募集しているのか。

【警防課長】　消防団の啓発活動で、市民が集まるところで、消防団が活動している内容を理解していただく場を使ってパンフレット、啓発物品で案内している。消防団はそれぞれの地域に密着しているので、自治会の方に消防団の方が入団促進の案内をしている。全国的に消防団員の担い手が不足しているので、今後消防団と協力しながら、啓発にしっかり努めていきたい。

【大波委員】　報酬を上げるなど、待遇をアップする形を考えて努力いただきたい。

午後２時５８分　休憩
午後３時１３分　再開

（歳　　入）

【木村委員】　市民税の中の個人市民税は、前年比６億９１４０万円と大幅な減を計上している。定額減税によるものと理解しているが、定額減税の概要と大和市への影響について聞かせてもらいたい。

【市民税課長】　令和６年度の所得税と令和６年度分の個人市民税の所得割から納税者及び国外居住を除く配偶者を含めた扶養親族１人につき、所得税が３万円、個人住民税では同１万円の減税となる。合計所得金額が約１８００万円を超える高額所得者は対象外となる。合計所得金額の約１８００万円は給与収入に置き換えると約２０００万円に相当する。個人住民税は、納税者及び配偶者を含めた扶養親族１人につき１万円となる。令和５年度の課税ベースを子細に計算したところ、定額減税見込額は約１８億９０００万円、個人市民税は市と県に分かれているので、これを案分し、そこから収入額に換算すると約９億８０００万円の減税分が見込まれる。なお、この減税分は国費で補填される。

【木村委員】　定額減税の前の試算ではどのような数字になっているのか。

【市民税課長】　令和６年度の個人市民税の基となる情報は、令和５年中の収入の状況による。定額減税前の試算は、令和５年８月までの毎月勤労統計調査における１人当たりの給与総額が正社員、パートともに、前年同期比でプラス２％を超える明るい材料があり、給与所得の増加を見込んでいる。一方、ふるさと納税の返礼品のルール厳格化を前にした駆け込み需要は、寄附金税額控除の増加が予想され、このマイナス分を視野に入れつつ試算したところ、定額減税前の現年度課税における令和６年度の当初予算額は約１７０億９９００万円、対前年度比では約２億８３００万円の増となる。

【福本委員】　法人市民税２５８０万円の減収が見込まれている。法人の数と、法人の利益にも影響

していると思うが、どのように評価しているのか。
【市民税課長】　法人の数については、例年、法人の申告数は約５８００社である。令和６年度の試算に当たり、令和５年度決算見込みにおいては、アフターコロナにおいて、売上げは伸びているものの、原材料、燃料費などのエネルギー価格の高騰で企業の収益は減益傾向にあり、令和５年度決算見込みにおいては予算額を５０００万円ほど下回る見込みである。この状況が今しばらくは続くと見込まれるので、経費の圧迫が予想される。一方で、全体的な企業の動向としては、海外経済の持ち直しが予想されている。これらを見て回復基調を見通しているので、令和６年度の法人市民税の税収は、下半期における税収増の効果を期待して、令和５年度の決算見込みから約２９００万円の増加を見込んでいる。
【木村委員】　固定資産税について、１億５１４０万円増額となっているが、理由を聞かせてもらいたい。
【資産税課長】　土地に関しては、令和６年度の評価替えに対応するための本鑑定を実施した結果、土地の価格の上昇が確認されたことから、来年度の税収見込みは、令和５年度当初予算と比較して１億１４２０万円、１．８％の増額を見込んでいる。家屋については、市内における建設需要が底堅く推移し、家屋棟数が増加していることから、令和５年度当初予算と比較して１億２２０万円、１．５％の増額を見込んでいる。一方、償却資産については、昨年度にあった大型物件の新築に相当するような大幅な増加要因が見当たらないため、減価償却による評価額の減少を見込み、令和５年度当初予算と比較して６３４０万円、３．２％の減額を見込んでいる。
【木村委員】　大型物件は具体的にどういうものだったのか。
【資産税課長】　令和４年中に市内に建設された食品工場、物流倉庫の２施設である。
【古木委員】　国有提供施設等所在市町村助成交付金等が減額されているが、厚木基地の空母艦載機の移駐が完了したことによる減額が原因と考えられるのか。
【基地対策課長】　国に確認したところ、対象資産の価格が減少したことが主な原因であると聞いている。基地交付金については、米軍の施設、自衛隊が使用する施設のうち、飛行場の土地が広大な面積を有していることから、市町村の財政に著しい影響を受けていることで考慮して創設されたもので、性格的には固定資産税の代替的なものとして交付されている交付金である。
【古木委員】　移駐が完了したことによって、今まで入っていた金額が減らされたことはあるのか。
【基地対策課長】　防衛省から交付されている補助金、交付金については、国は、法律に基づいて、厚木基地周辺地域で第１種区域等を定めており、その区域の中で、周辺対策における補助金の交付を行っている。移駐の影響といえば、特に防衛施設の設置、運用が、周辺地域の生活環境、開発に及ぼす影響の程度を考慮して交付されているのが防衛９条交付金である。防衛９条交付金については、移駐により空母艦載機が厚木基地からいなくなり、厚木基地の配備機種の変更があったということで、移駐前には、平成２９年度、約６億７０００万円が交付されていたが、平成３０年に移駐が完了して以降、年々交付額が減少している。令和５年度は約３億９０００万円の交付決定となった。その他、国は現在、移駐によって、第１種区域等の見直しに向けた騒音度調査を行っているが、調査実施後に第１種区域等を見直すと示しており、区域は縮小する見込みといった国の見解もあることから、市では、学校などの公共施設の防音工事に対する国の補助金の減額等について懸念している。
【木村委員】　財政基金繰入金の財政調整基金繰入金が２５億円で、例年より増えているが、主な理由を聞かせてもらいたい。
【財政課長】　予算の総額自体、令和６年度は前年度より２２億円増加している中で、特に一般財源

を伴う事業費も増えていることが、繰入金増加の要因と考えている。一般財源の総額は、前年度との比較で１１億４０００万円ほど増えている。主なものとして、職員給与費が一般財源の比較で約６億円の増、子ども医療費が約２億４０００万円の増、さらに保育所の施設型給付事業が１億７０００万円ほどの増で、一般財源を要する事業費の伸びが大きいことに伴い、総額の中で財政調整基金も増えている。

【木村委員】　令和６年度末の財政調整基金の残高の見込みと、それに対してどのように受け止めているのか。

【財政課長】　見込みで４９億円程度と考えている。財政調整基金の残高については、標準財政規模の１０％程度を目安として財政運営をしてきている。標準財政規模自体は毎年夏頃確定するので、令和６年度の数字は明らかにならないが、仮に令和５年度の標準財政規模を使って４９億円と比較すると、試算で１１％ぐらいと考えている。現時点では適正規模を維持できると見込んでいる。財政調整基金は財政の運営上大変重要な財源の一つであるので、来年度以降の予算編成についても、事業の選択と集中に努め、真に必要な経費を積み上げていくことで、財政の健全化を図り、財政調整基金残高の確保、維持についてもしっかりと取り組んでいきたい。

（債務負担行為）　　な　　し

（地方債）　　な　　し

（総括質疑）

【大波委員】　今年度の予算を全般的に見た場合、厳しい人たちに結構負担がかかっている予算編成である。全体が厳しいかもしれないが、全体を考えて、もう少し編成の内容を考えたほうがよかったのではないかという意見である。

質疑終結

討論　なし

採決

賛成多数　総務常任委員会所管関係原案可決

午後３時３３分　休憩

午後３時３４分　再開

日程第８　陳情第６－２号、大澤孝征弁護士に対して訴訟事件の代理人を委託する不適切についての陳情書

（　質　疑・意　見　）

【吉澤委員】　顧問弁護士委託契約には裁判への対応も含まれるのか。

【総務課長】　顧問弁護士の委託契約と訴訟の契約は、契約上は別契約である。ただし、顧問弁護士委託契約の契約書の第５条において、発注者（市）に係る訴訟事件が発生したときは受注者（顧問弁護士）は他に優先して訴訟代理人を引き受けるものとするという規定がある。本市においては、この規定にあるとおり、訴訟の代理人を引き受けることについては、顧問弁護士の職務として位置づけている。

【吉澤委員】　顧問弁護士のみに訴訟代理人を依頼する理由を教えてもらいたい。

【総務課長】　顧問弁護士は市の法律顧問であるので、日常的に継続して市における法的な課題、紛争、トラブル等を相談を受けて把握し、それに対して助言を行っている。仮にこれが訴訟に発展した場合、相談を受けていた同一の弁護士が代理人を務めることで、行政としては一貫性のある合理的な対応を行うことができる。これにより、顧問弁護士に訴訟代理人を依頼している。

【木村委員】　顧問弁護士でない者に今まで大和市が訴訟を委託したことはあるのか。

【総務課長】　例外は幾つかあり、道路、学校及び病院等で施設賠償責任保険を使っている場合については、保険会社が依頼した弁護士に委託することになる。それ以外の市が当事者となっている裁判は、全て顧問弁護士に委託している。

【木村委員】　今後、顧問弁護士が交代すれば、訴訟事件もそのまま引き継ぐことになるのか。

【総務課長】　そのとおりである。

質疑・意見終結

討論　なし

採決

賛成少数　不採択

日程第９　陳情第６－３号、訴訟事件に係る委託契約の委託料のうち、ウェブ会議に対する日当の見直しについての陳情書

（　質　疑・意　見　）

【吉澤委員】　日当とは、どのような趣旨で支払っているのか。

【総務課長】　日当については、裁判所が指定する期日における訴訟行為、いわゆる裁判上の主張を行ったり、立証を行ったり、もしくは相手方の主張に対応したり、裁判所の指示に対して対応したり、様々な内容があるが、こういった期日における訴訟行為及びその期日に向けた弁護士側での検討、調査及び書面作成等の事前準備、あるいはその事件に関わる市との打合せ、その準備等、すなわち事件の処理に要した手間への対価、報酬として設定している。陳情者が主張しているような移動時間に対する拘束への対価ではない。

【吉澤委員】　裁判所に行ったとしても、ウェブ会議で行うとしても、日当の考え方については変わらないのか。

【総務課長】　最近はウェブ会議が行われるようになったが、日当の趣旨は、様々な訴訟行為を弁護士として専門的な見地から行うものであり、これは対面で行ってもウェブで行っても全く変わりはない。それに関わる準備等も仮にウェブであっても全く同様に必要であるので、弁護士側でかかる手間としては、裁判所であってもウェブ会議であっても全く同様の業務負担が生じており、それに対する日当を払っているものである。日当に関しては同額を支払うのが妥当と考えている。

【木村委員】　日当に対する考え方は、例えば裁判などで実際認められているのか。

【総務課長】　横浜地方裁判所で平成２９年４月１２日に判決があり、本市が実際に住民訴訟として当事者となった事件であるが、こちらで本市側の主張がおおむね同じような趣旨で認められている。この内容については、原告側が日当とは移動によって拘束されることに対する対価であるという主張があり、それについて市の支出の妥当性が争われたものである。判決においては、市の日当の支払いは適正であると認められ、なおかつ、原告が主張したように、日当が移動によって拘束されることの対価にすぎないという主張は却下されている。この判決は、控訴されずに確定したものであり、市の主張が裁判所にも正式に認められているものと捉えている。

質疑・意見終結

討論　なし

採決

賛成なし　不採択

午後３時４３分　閉会